



公証役場と公証人

公証役場

昨今、遺言書作成ブームと言われます。そんな中、公証役場という言葉を目にする機会が増えてきましたが、皆様その存在をご存知でしたか？

私は業務上で公証役場の存在を知りました。時には出向く機会もあるのですが、最近はどこかの公証役場にも一般の方々がたくさんいらっしやいます。でも、どうも全員が遺言書の相談で訪れているような感じでもありません。

そもそも公証役場は市役所や国の出先機関と少し違うような気がしますね。では、どこにあって、何をするために、老若男女問わず大勢の方が訪れる、つまり我々の生活とどのような関わりがあるのでしょうか。

今回は、こんな内容についてお話ししてみたいと思います。

どこにありますか？

前段でも触れましたが、公証役場は役場とはいうものの、市区町村の役所の中にはありません。

現在東京都内（東京法務局管内）には45ヶ所（内23区内に39ヶ所）、神奈川県内（横浜地方法務局管内）には15ヶ所の公証役場があります。横浜市内で見ても関内駅周辺には4ヶ所あるものの、横浜駅周辺には1ヶ所しかない等、その設置数は地域によってまちまちです。

また、本籍地や住民登録地とは関係なく、どこの公証役場も利用することができますが、再度同じ事情で利用する可能性を考慮して、できれば居住地や勤務先の近くを利用する事をお勧めします。

公証役場でできること

その名のとおりに、公証役場では法律関係の存在を公に証明することができます。主なものとして、公正証書の作成・会社定款の認証があります。

長い人生の間、個人が行う法律行為は枚挙にいとまがないと思われませんが、特に、遺言書の作成や任意後見契約・財産管理の委任、離婚や金銭・不動産に関する契約等、重大な行為については公正証書として作成しておくことが大切です。

また、会社を設立するにあたり、どんな会社であるかの概要を決定し、第三者に対抗するための登記に必要な定款の認証も行います。

公証人

公証役場にはこれらの業務を行う専門家として公証人が在籍しています。

実際に公証役場に行かれた方はお気づきかもしれませんが、公証人になるためには原則30年以上の法律実務経験者であったり、長年裁判官・検察官・弁護士業務を行っていたこと等が要件となるため、貫禄のある方が多いです。

これだけ聞くと、少しとっつきにくい、怖いイメージを持たれてしまうかもしれませんが、多種多様の状況に対峙した豊富な経験から、ベテランならではの対処をしてくれます。

また、事情により公証役場まで出向けない人のために、出張も行っています。

依頼・相談方法を円滑に進めるために

公証人は多忙ですので、せっかく訪問しても、他の案件の予約や出張等で面会できないことがあります。それ故、実際に公証役場を利用する際には、あらかじめ準備をして臨みたいものです。公正証書や定款認証には必ず記載しなければならない事項や、記載上の決めごと等もあり、事前の準備が重要です。

重大事や難問ほど、長い期間かけてもなかなか解決できず、大変な労力と余計な費用がかかります。最近では注意をしても悪質な業者によって不幸を被ってしまうことも珍しくありません。公証制度を利用して問題を解決するはずが、より深い傷を負ってしまうこともあります。

弊社では、税務・会計・法務等の様々な面から皆様のご希望に沿った解決策・安全策を考え、公証役場（公証人）との仲立ちや打合せをいたします。

ご自身の大切な財産や家族を守るため、公証役場や公証人という言葉が思い浮かびましたら、まず弊社にご希望をお聞かせください。公正証書等の作成に向けて全面的にサポートいたします。

（文責：行政書士・社会保険労務士 久保祐子）

